身近にある水道設備はお客さまの資産です

配水管から**分岐した先の給水管やご家庭の蛇口、ビル、マンションのポンプ、受水槽設備**は、**シャワー・湯沸器・浄水器等**と同様に**すべてお客さまの資産**です。

日ごろお使いになる際には、取扱説明書などの正しい使用方法を守り、お客さま自身で維持管理をお願いします。

なお、水質管理につきましては、直結式給水の蛇口まで、受水槽式給水の受水槽の入口までは水道局が管理しますが、受水槽以降の水質管理については、建物の所有者または管理者の責任になります。
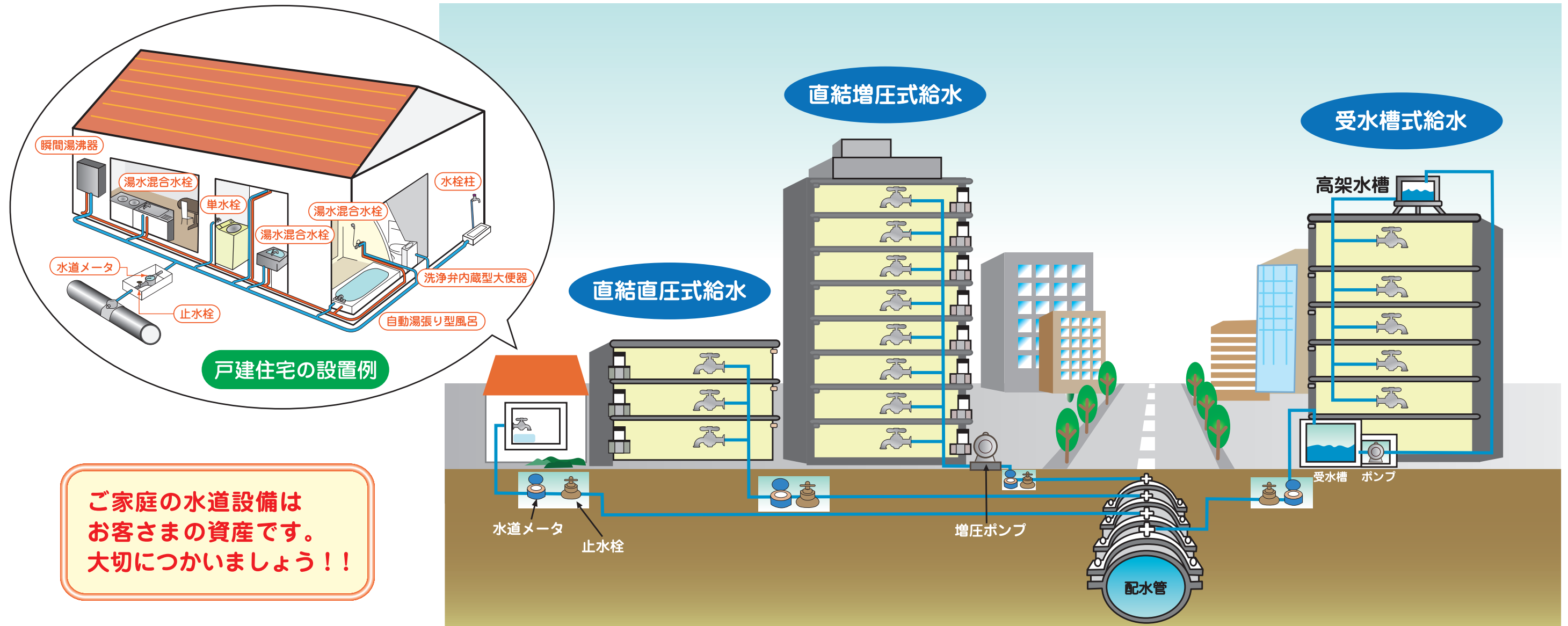
※水道局では、お客さまサービ スの一環として、配水管からメータまでの漏水時の応急修繕を行っています。